四半期報告書

（第48期第１四半期）

自　平成22年５月21日
至　平成22年８月20日

アスクル株式会社

目　　　　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報

第１　企業の概況

１　主要な経営指標等の推移 …… 1

２　事業の内容 …… 2

３　関係会社の状況 …… 2

４　従業員の状況 …… 2

第２　事業の状況

１　仕入および販売の状況 …… 3

２　事業等のリスク …… 5

３　経営上の重要な契約等 …… 5

４　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 5

第３　設備の状況 …… 6

第４　提出会社の状況

１　株式等の状況

(1) 株式の総数等 …… 7

(2) 新株予約権等の状況 …… 7

(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 20

(4) ライツプランの内容 …… 20

(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 20

(6) 大株主の状況 …… 20

(7) 議決権の状況 …… 21

２　株価の推移 …… 21

３　役員の状況 …… 21

第５　経理の状況 …… 22

１　四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表 …… 23

(2) 四半期連結損益計算書 …… 25

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 …… 26

２　その他 …… 34

第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 35

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月１日
【四半期会計期間】	第48期第１四半期（自　平成22年５月21日　至　平成22年８月20日）
【会社名】	アスクル株式会社
【英訳名】	ASKUL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　岩田　彰一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区辰巳三丁目８番10号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営管理　統括部長　宮澤　典友
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区辰巳三丁目８番10号
【電話番号】	03（3522）8608
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営管理　統括部長　宮澤　典友
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第１四半期連結 累計(会計)期間	第48期 第１四半期連結 累計(会計)期間	第47期
会計期間	自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日	自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日	自　平成21年５月21日 至　平成22年５月20日
売上高（百万円）	45,457	46,383	188,991
経常利益（百万円）	2,235	1,388	6,913
四半期（当期）純利益（百万円）	1,186	140	3,485
純資産額（百万円）	16,967	18,589	19,326
総資産額（百万円）	69,304	69,583	72,241
１株当たり純資産額（円）	538.27	586.29	611.85
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	38.28	4.53	112.35
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	38.25	4.52	112.18
自己資本比率（％）	24.1	26.2	26.3
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	5,070	1,812	11,627
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△717	△660	△3,495
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,529	△1,672	△4,873
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	13,999	13,891	14,421
従業員数（人）	746	769	769

（注）１　当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２　売上高には、消費税等は含まれておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

３【関係会社の状況】

当第１四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年８月20日現在

従業員数（人）	769　(539)

（注）従業員数は就業人員（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は当第１四半期連結会計期間の平均雇用人数を（　）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年８月20日現在

従業員数（人）	434

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

第２【事業の状況】

１【仕入および販売の状況】

(1) 仕入実績

当第１四半期連結会計期間における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（%）
ＯＡ・ＰＣ用品	15,595	102.1
事務用品	7,653	103.7
オフィス生活用品	7,247	104.5
オフィス家具	2,570	118.2
その他	2,126	87.2
合計	35,193	102.9

（注）１　品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) ＯＡ・ＰＣ用品
ＯＡサプライ、ＯＡ用紙、ビジネスマシン、メディア、ＰＣ用品、電化消耗品、オフィス備品、オフィス電化製品等

(2) 事務用品
ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品
飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具
オフィス家具、インテリア等

(5) その他
プリント・オン・デマンド、メディカル＆ケア、メディカルプロ（専用商品）、値引き等

２　金額は、仕入価格によっております。

３　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第１四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
ＯＡ・ＰＣ用品	19,426	100.0
事務用品	10,511	102.4
オフィス生活用品	10,027	107.5
オフィス家具	3,636	110.0
その他	2,781	89.0
合計	46,383	102.0

（注）１　前第１四半期連結会計期間および当第１四半期連結会計期間における受注ベースの構成比率をインターネット経由とそれ以外に分けて示すと、次のとおりであります。

区分	前第１四半期連結会計期間	当第１四半期連結会計期間
	構成比率（％）	構成比率（％）
インターネット経由	58.0	62.4
上記以外	42.0	37.6
合計	100.0	100.0

２　品目別の各区分に含まれる商品群は、次のとおりであります。

(1) ＯＡ・ＰＣ用品

ＯＡサプライ、ＯＡ用紙、ビジネスマシン、メディア、ＰＣ用品、電化消耗品、オフィス備品、オフィス電化製品等

(2) 事務用品

ファイル、ノート、紙製品、筆記用具、文具・事務用品、オフィス作業用品等

(3) オフィス生活用品

飲料、食品、飲料雑貨、生活雑貨、健康管理用品、ユニフォーム等

(4) オフィス家具

オフィス家具、インテリア等

(5) その他

プリント・オン・デマンド、メディカル&ケア、メディカルプロ（専用商品）、運送収入、値引き等

３　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２【事業等のリスク】

当第１四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

３【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当社は、平成22年９月８日開催の取締役会において、株式会社アルファパーチェス（以下、「旧アルファパーチェス」といいます。）がその事業を全て承継させる新設分割により設立する新設分割設立会社（以下、「新アルファパーチェス」といいます。）の株式を取得することにより、新アルファパーチェスを当社の子会社とすることを決議し、リップルウッド・ホールディングスの関連会社等旧アルファパーチェス株主と株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第５　経理の状況　１．四半期連結財務諸表　注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

４【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第１四半期（平成22年５月21日～平成22年８月20日）におけるわが国経済は、新興国の需要拡大などにより緩やかな景気回復傾向であるものの、欧州発の金融・財政不安や米国の景気減速懸念が台頭しているほか、円高進行や株安などの不安要因によって、引き続き先行き不透明な状況で推移いたしました。オフィス用品の通販業におきましては、中小企業の収益改善を背景に需要も回復しつつあり、比較的堅調に推移いたしました。

このような状況のなか当第１四半期は、次世代ビジネスモデルの成長を加速させるべく、積極的な営業活動を展開し、既存事業のサービス進化と継続的なコスト構造改革に取り組んでまいりました。

また、環境負荷低減の取り組みとして、アスクルカタログ2010年秋・冬号より、パートナー企業様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様のご協力を仰ぎながら、事業活動に伴う環境負荷の最小化を目指す活動「Happy Earth Project」がスタートいたしました。

売上高は、猛暑により飲料の売上が伸張したことなどから、前連結会計年度に引き続き「オフィス生活用品」が好調に推移し、耐久財需要も回復傾向のなか「オフィス家具」が堅調に推移したことなどにより、増収となりました。しかしながら、「ＯＡ・ＰＣ用品」、「オフィス家具」における低価格商材の需要の高まりに戦略的に対応したことなどによって、売上総利益は前年同期を下回る結果となりました。

以上の結果、売上高は463億83百万円（前年同期比2.0％増）、売上総利益は107億０百万円（前年同期比3.6％減）となりました。販売費及び一般管理費は、主にソフトウエア償却費等の業務統合システム関連費用の増加により92億80百万円（前年同期比5.2％増）となり、営業利益は14億19百万円（前年同期比37.5％減）、経常利益は13億88百万円（前年同期比37.9％減）となりました。また「資産除去債務に関する会計基準」適用にかかる特別損失８億８百万円を計上したことなどから、四半期純利益は１億40百万円（前年同期比88.2％減）となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第１四半期連結会計期間末における総資産は695億83百万円となり、前連結会計年度末と比べ26億57百万円減少いたしました。主な要因は、前連結会計年度末の繁忙期の売掛債権が回収されたことなどにより、「受取手形及び売掛金」が16億13百万円減少したことであります。

負債は509億94百万円となり、前連結会計年度末と比べ19億20百万円減少いたしました。主な要因は、「資産除去債務」の計上により13億６百万円増加したのに対して、カタログ2010春・夏号の制作費の支払等により「ファクタリング未払金」が25億32百万円減少、「長期借入金」が返済により６億60百万円減少、法人税等の納付により「未払法人税等」が５億59百万円減少したことによります。

純資産は185億89百万円となり、前連結会計年度末と比べ７億36百万円減少いたしました。主に四半期純利益１億40百万円の計上に対し、配当金の支払により９億31百万円減少したことによります。

以上の結果、自己資本比率は26.2％（前連結会計年度末は26.3％）となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第１四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末と比べ５億30百万円減少し、138億91百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前年同期と比べ32億57百万円減少し、18億12百万円となりました。これは税金等調整前四半期純利益が６億12百万円、売上債権の減少16億29百万円、固定資産の減価償却費およびソフトウエア償却費８億84百万円、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う影響額８億８百万円等の増加要因に対し、ファクタリング未払金の減少25億32百万円、法人税等の納付10億64百万円等の減少要因があったこと等によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同期と比べ56百万円減少し、６億60百万円となりました。主な要因はソフトウエアの取得による支出４億72百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同期と比べ１億43百万円増加し、16億72百万円となりました。これは主に配当金の支払額９億31百万円、長期借入金の返済による支出６億60百万円等によるものであります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第１四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第１四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	169,440,000
計	169,440,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成22年８月20日）	提出日現在発行数（株）（平成22年10月１日）	上場金融商品取引所名または登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,189,400	38,189,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	38,189,400	38,189,400	―	―

（注）　提出日現在の発行数は、平成22年10月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

（イ）　旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成16年８月６日定時株主総会の特別決議（平成16年10月６日取締役会の決議）

	第１四半期会計期間末現在（平成22年８月20日）
新株予約権の数（個）（注）３	2,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１，２	404,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）４	3,559
新株予約権の行使期間	自　平成18年８月７日 至　平成23年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　3,559 資本組入額　1,780
新株予約権の行使の条件	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５，６，７
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１　新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

２　当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の

調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

3　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記２に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4　新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条のノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5　新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より１年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6　新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が５に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

②平成17年８月５日定時株主総会の特別決議（平成17年９月15日取締役会の決議）

	第１四半期会計期間末現在 （平成22年８月20日）
新株予約権の数（個）（注）３	1,885
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１，２	377,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）４	3,530
新株予約権の行使期間	自　平成19年８月６日 至　平成24年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　3,530 資本組入額　1,765
新株予約権の行使の条件	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５，６，７
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）１　新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

２　当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

３　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記２に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

４　新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条のノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5　新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より１年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6　新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が５に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

③平成17年８月５日定時株主総会の特別決議（平成18年４月26日取締役会の決議）

	第１四半期会計期間末現在 （平成22年８月20日）
新株予約権の数（個）（注）３	85
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１，２	17,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）４	3,324
新株予約権の行使期間	自　平成19年８月６日 至　平成24年７月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　3,324 資本組入額　1,662
新株予約権の行使の条件	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）５，６，７
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

（注）1　新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2　当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

3　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記２に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4　新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5　新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より１年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

6　新株予約権の消却事由および条件（新株予約権の取得事由および条件）

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が５に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。

7　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

（ロ）　会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

①平成18年10月11日当社取締役会の決議

	第１四半期会計期間末現在 （平成22年８月20日）
新株予約権の数（個）（注）３	3,670
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１，２	367,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）４	2,333
新株予約権の行使期間	自　平成20年10月12日 至　平成23年10月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額（円）（注）５	発行価格　2,926 資本組入額　1,463
新株予約権の行使の条件	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）６，７，８
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）９

（注）１　新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

２　当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

３　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記２に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

４　新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

　また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

　なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

　また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

５　発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,333円と付与日における公正な評価単価593円を合算しております。

6　新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より１年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

7　新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が６に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

8　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9　組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記２に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記（3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じた額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件
　上記７に準じて決定する。
(9) その他新株予約権の行使の条件
　上記６に準じて決定する。

②平成19年２月７日当社取締役会の決議

	第１四半期会計期間末現在 （平成22年８月20日）
新株予約権の数（個）（注）３	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１，２	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）４	2,535
新株予約権の行使期間	自　平成21年２月８日 至　平成24年２月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）　（注）５	発行価格　3,214 資本組入額　1,607
新株予約権の行使の条件	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）６，７，８
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）９

（注）１　新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

２　当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

３　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記２に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

４　新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

　また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

　なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

　また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5　発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,535円と付与日における公正な評価単価679円を合算しております。

6　新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より１年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

7　新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が６に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

8　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9　組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記２に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じた額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

上記７に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件

上記６に準じて決定する。

③平成21年４月８日当社取締役会の決議

	第１四半期会計期間末現在 （平成22年８月20日）
新株予約権の数（個）（注）３	4,740
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１，２	474,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）４	1,546
新株予約権の行使期間	自　平成23年４月９日 至　平成26年４月８日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）（注）５	発行価格　1,955 資本組入額　978
新株予約権の行使の条件	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）６，７，８
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）９

（注）１　新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

２　当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

３　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記２に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

４　新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5　発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,546円と付与日における公正な評価単価409円を合算しております。

6　新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より１年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

7　新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が６に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

8　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9　組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記２に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記（3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じた額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

上記７に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件

上記６に準じて決定する。

④平成22年４月７日当社取締役会の決議

	第１四半期会計期間末現在 （平成22年８月20日）
新株予約権の数（個）（注）３	4,776
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）１，２	477,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）４	1,871
新株予約権の行使期間	自　平成24年４月８日 至　平成27年４月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）（注）５	発行価格　2,474 資本組入額　1,237
新株予約権の行使の条件	（注）６
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）６，７，８
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）９

（注）１　新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

２　当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

３　新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記２に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

４　新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5　発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,871円と付与日における公正な評価単価603円を合算しております。

6　新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

(2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より１年で当該権利は消滅するものとする。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

(4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

7　新株予約権の取得事由および条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が６に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

8　新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9　組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記２に準じて決定する。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記 (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じた額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げた額とする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
(8) 新株予約権の取得事由および条件
上記７に準じて決定する。
(9) その他新株予約権の行使の条件
上記６に準じて決定する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成22年５月21日～平成22年８月20日	－	38,189,400	－	3,535	－	6,015

（６）【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第１四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年５月20日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年８月20日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 7,154,800	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 31,030,500	310,305	同上
単元未満株式	普通株式 4,100	―	同上
発行済株式総数	38,189,400	―	―
総株主の議決権	―	310,305	―

②【自己株式等】

平成22年８月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳三丁目８番10号	7,154,800	－	7,154,800	18.74
計	―	7,154,800	－	7,154,800	18.74

２【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年６月	７月	８月
最高（円）	1,791	1,794	1,750
最低（円）	1,583	1,488	1,570

（注）　最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

３【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第５【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第１四半期連結会計期間（平成21年５月21日から平成21年８月20日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年５月21日から平成21年８月20日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第１四半期連結会計期間（平成22年５月21日から平成22年８月20日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年５月21日から平成22年８月20日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前第１四半期連結会計期間（平成21年５月21日から平成21年８月20日まで）及び前第１四半期連結累計期間（平成21年５月21日から平成21年８月20日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第１四半期連結会計期間（平成22年５月21日から平成22年８月20日まで）及び当第１四半期連結累計期間（平成22年５月21日から平成22年８月20日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年７月１日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1 【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 （平成22年８月20日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年５月20日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,891	14,421
受取手形及び売掛金	18,674	20,287
商品及び製品	8,342	8,516
原材料及び貯蔵品	58	109
その他	3,563	4,066
貸倒引当金	△67	△94
流動資産合計	44,463	47,307
固定資産		
有形固定資産	※ 4,535	※ 4,153
無形固定資産		
ソフトウエア	8,600	9,055
ソフトウエア仮勘定	489	376
のれん	4,275	4,406
その他	36	37
無形固定資産合計	13,402	13,875
投資その他の資産		
繰延税金資産	3,967	3,722
その他	3,467	3,457
貸倒引当金	△253	△274
投資その他の資産合計	7,182	6,905
固定資産合計	25,120	24,933
資産合計	69,583	72,241
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,290	21,721
短期借入金	326	422
1年内返済予定の長期借入金	2,640	2,640
未払金	2,621	2,907
ファクタリング未払金	10,511	13,043
未払法人税等	579	1,138
引当金	549	495
その他	498	290
流動負債合計	40,017	42,659
固定負債		
長期借入金	8,320	8,980
退職給付引当金	1,071	1,019
引当金	7	27
資産除去債務	1,306	－
その他	271	227
固定負債合計	10,977	10,255
負債合計	50,994	52,915

（単位：百万円）

	当第１四半期連結会計期間末 （平成22年８月20日）	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 （平成22年５月20日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,535	3,535
資本剰余金	6,015	6,015
利益剰余金	20,811	21,609
自己株式	△12,104	△12,112
株主資本合計	18,257	19,048
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	△59	△59
評価・換算差額等合計	△59	△59
新株予約権	391	337
純資産合計	18,589	19,326
負債純資産合計	69,583	72,241

（２）【四半期連結損益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
売上高	45,457	46,383
売上原価	34,363	35,683
売上総利益	11,094	10,700
販売費及び一般管理費	※　8,821	※　9,280
営業利益	2,272	1,419
営業外収益		
受取利息	11	10
その他	5	7
営業外収益合計	16	18
営業外費用		
支払利息	43	25
支払手数料	6	6
為替差損	－	11
その他	3	5
営業外費用合計	53	49
経常利益	2,235	1,388
特別利益		
貸倒引当金戻入額	－	27
賞与引当金戻入額	－	11
役員賞与引当金戻入額	－	4
特別利益合計	－	43
特別損失		
固定資産除却損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	808
その他	－	10
特別損失合計	0	819
税金等調整前四半期純利益	2,235	612
法人税、住民税及び事業税	866	556
法人税等調整額	181	△84
法人税等合計	1,048	471
少数株主損益調整前四半期純利益	－	140
少数株主利益	－	－
四半期純利益	1,186	140

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,235	612
減価償却費	147	161
ソフトウエア償却費	503	722
長期前払費用償却額	18	49
のれん償却額	130	130
株式報酬費用	21	53
貸倒引当金の増減額（△は減少）	10	△48
退職給付引当金の増減額（△は減少）	38	51
引当金の増減額（△は減少）	80	33
受取利息及び受取配当金	△11	△10
支払利息	43	25
固定資産除却損	0	0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	808
売上債権の増減額（△は増加）	7,622	1,629
たな卸資産の増減額（△は増加）	△72	220
未収入金の増減額（△は増加）	△320	149
仕入債務の増減額（△は減少）	△550	585
未払金の増減額（△は減少）	△260	△175
ファクタリング未払金の増減額（△は減少）	△2,370	△2,532
未払消費税等の増減額（△は減少）	△155	378
その他	△5	44
小計	7,105	2,893
利息及び配当金の受取額	11	10
利息の支払額	△49	△27
法人税等の支払額	△1,997	△1,064
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,070	1,812
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△52	△91
ソフトウエアの取得による支出	△566	△472
長期前払費用の取得による支出	△95	△46
差入保証金の差入による支出	△3	△53
差入保証金の回収による収入	0	3
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△717	△660

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△70	△78
長期借入金の返済による支出	△600	△660
リース債務の返済による支出	－	△3
自己株式の処分による収入	70	0
自己株式の取得による支出	△0	－
配当金の支払額	△929	△931
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,529	△1,672
現金及び現金同等物に係る換算差額	△14	△8
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,807	△530
現金及び現金同等物の期首残高	11,191	14,421
現金及び現金同等物の四半期末残高	※　13,999	※　13,891

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第１四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ19百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は828百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,306百万円であります。

【表示方法の変更】

当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
（四半期連結損益計算書） １．「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年３月24日　内閣府令第５号）の適用により、当第１四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 ２．前第１四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第１四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第１四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は０百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
１．たな卸資産の評価方法	当第１四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。
２．固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
３．法人税等の算定方法	法人税、住民税及び事業税等の算定については、納付税額の算出にあたり加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する等一部簡便的に処理をしております。
４．繰延税金資産の算定方法	一部の子会社について、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期連結貸借対照表関係）

当第１四半期連結会計期間末 （平成22年８月20日）	前連結会計年度末 （平成22年５月20日）
※　有形固定資産の減価償却累計額　4,393百万円	※　有形固定資産の減価償却累計額　4,250百万円

（四半期連結損益計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
※　販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。 販売促進引当金繰入額　125百万円 退職給付費用　49 業務委託費　1,919	※　販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次のとおりであります。 販売促進引当金繰入額　121百万円 退職給付費用　52 業務委託費　1,744

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成21年８月20日現在） 現金及び預金勘定　13,999百万円 現金及び現金同等物　13,999	※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年８月20日現在） 現金及び預金勘定　13,891百万円 現金及び現金同等物　13,891

（株主資本等関係）

当第１四半期連結会計期間末（平成22年８月20日）及び当第１四半期連結累計期間（自　平成22年５月21日　至　平成22年８月20日）

１．発行済株式の種類及び総数

普通株式　38,189千株

２．自己株式の種類及び株式数

普通株式　7,150千株

３．新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高　提出会社　391百万円

４．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年８月４日定時株主総会	普通株式	931	30	平成22年５月20日	平成22年８月５日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【事業の種類別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自平成21年５月21日　至平成21年８月20日）

オフィス関連商品の販売事業の売上高および営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90％を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第１四半期連結累計期間（自平成21年５月21日　至平成21年８月20日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90％を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第１四半期連結累計期間（自平成21年５月21日　至平成21年８月20日）

海外売上高は、連結売上高の10％未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開する単位として「オフィス関連商品の販売事業」と「その他の配送事業」の２つを報告セグメントとしております。

「オフィス関連商品の販売事業」は、ＯＡ・ＰＣ用品、事務用品、オフィス生活用品、オフィス家具等の販売事業であり、「その他の配送事業」は、企業向け小口貨物輸送サービスであります。

２．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第１四半期連結累計期間（自　平成22年５月21日　至　平成22年８月20日）

オフィス関連商品の販売事業の売上高および営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計および営業利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90％を超えているため、オフィス関連商品の販売事業以外の事業について重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

（追加情報）

当第１四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第１四半期連結会計期間（自　平成22年５月21日　至　平成22年８月20日）

ストック・オプションに係る当第１四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

株式報酬費用（販売費及び一般管理費）　53百万円

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額

当第１四半期連結会計期間末 （平成22年８月20日）		前連結会計年度末 （平成22年５月20日）	
１株当たり純資産額	586.29円	１株当たり純資産額	611.85円

２．１株当たり四半期純利益金額等

前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日）		当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）	
１株当たり四半期純利益金額	38.28円	１株当たり四半期純利益金額	4.53円
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	38.25円	潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	4.52円

（注）　１株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成21年５月21日 至　平成21年８月20日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（百万円）	1,186	140
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	1,186	140
期中平均株式数（千株）	31,003	31,036
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（千株）	29	35
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（重要な後発事象）

当第１四半期連結会計期間 （自　平成22年５月21日 至　平成22年８月20日）
１．株式取得による会社の買収 当社は、平成22年９月８日開催の取締役会において、株式会社アルファパーチェス（以下、「旧アルファパーチェス」といいます。）がその事業を全て承継させる新設分割（以下、「本件会社分割」といいます。）により設立する新設分割設立会社（以下、「新アルファパーチェス」といいます。）の株式を取得（以下、「本件株式取得」といいます。）することにより、新アルファパーチェスを当社の子会社とすることを決議しました。 (1)買収の主旨および理由 当社は、「お客様のために進化する」を企業理念とし、オフィスに必要なものやサービスを迅速かつ確実にお届けする「トータルオフィスサポートサービス」の実現を目指しており、創業以来、お客様からのご支持を得て順調に事業を拡大してまいりました。また、今後のさらなる成長を目指し、サービスの進化や次世代ビジネスの柱となる大企業向け間接材一括購買システム「ソロエル」の展開を推進しております。 一方、旧アルファパーチェスは平成12年に設立以来、間接材一括購買システム「ＡＰＭＲＯ」を通じて、大企業のお客様のオフィス・工場・研究所向けにＭＲＯ商材（間接材）をご提供しており、圧倒的な取り扱い商材数とそれを具現化する卓越したマスター管理技術を背景に契約お客様数を順調に拡大してきております。また、ファシリティマネジメント事業では、商業施設の維持・管理に関する一括サービスを提供しております。 今般、新アルファパーチェスをグループに迎え入れて協業を進めることにより、両社が持つお客様基盤と取り扱い商材の相互補完によるシナジー効果が見込まれ、ひいては当社グループ業績のさらなる拡大に寄与するものと考えております。 (2)株式取得の相手会社の名称 リップルウッド・ホールディングスの関連会社等旧アルファパーチェス株主28名以上 (注) 旧アルファーチェスは、平成22年11月1日付にて、全事業を新アルファパーチェスに会社分割にて承継させ、対価として交付を受けた新アルファパーチェス株式の全部を旧アルファパーチェス株主に配当する、いわゆる分割型会社分割を実施する予定です。 (3)買収する会社の名称、事業内容、規模 ①買収する会社の名称　株式会社アルファパーチェス（新アルファパーチェス） ②主な事業内容　間接材の購買代行 ③規模　売上高　10,480百万円（平成21年12月期） 当期純利益　19百万円（平成21年12月期） 総資産　2,874百万円（平成21年12月期） 純資産　324百万円（平成21年12月期） 新アルファパーチェスは、平成22年11月１日に設立予定であり、旧アルファパーチェスより原則として全ての債権、債務、および人的資産を含む全事業の承継を受ける予定です。従って、同社の最近事業年度にかかる業績（実績）はありませんので、上記の売上高、当期純利益、総資産、純資産については、旧アルファパーチェスの直近決算（平成21年12月期）における売上高、当期純利益、総資産、純資産を記載しております。 (4)株式取得の時期 平成22年11月１日(予定) (5)取得する株式の数、取得価額および取得後の持分比率 ①取得する株式の数　12,198株超（予定） ②取得価額　975百万円超（予定）（１株当たり80,000円） ③取得後の持分比率　76.78％超（予定） (6)支払資金の調達 自己資金

当第１四半期連結会計期間
（自　平成22年５月21日
至　平成22年８月20日）

２．ストック・オプション

当社は、平成22年９月17日開催の取締役会において、当社および当社完全子会社における取締役および使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

①付与対象者の区分および人数並びに内訳

当社取締役　　　　７名（1,400個）
当社使用人　　　　55名（3,204個）
完全子会社取締役　１名（76個）
完全子会社使用人　３名（120個）

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式480,000株

③新株予約権の総数

4,800個

④新株予約権の払込金額

無償

⑤新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価額とする。

なお、割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

また、割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、割当日以降、合併または会社分割等を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

（リース取引関係）

リース取引開始日が平成20年５月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第１四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月２日

アスクル株式会社

取締役会　御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	豊島　忠夫	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	栗原　幸夫	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成21年５月21日から平成22年５月20日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成21年５月21日から平成21年８月20日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成21年５月21日から平成21年８月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成21年８月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　1　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。

2　四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月１日

アスクル株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	豊島　忠夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	栗原　幸夫	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成22年５月21日から平成23年５月20日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成22年５月21日から平成22年８月20日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成22年５月21日から平成22年８月20日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成22年８月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年９月８日開催の取締役会において、株式会社アルファパーチェスが新設分割により設立する会社の株式を取得することにより、当該新設分割設立会社を子会社とすることを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　１　上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が保管しております。

２　四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の８第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月１日
【会社名】	アスクル株式会社
【英訳名】	ASKUL Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　岩田　彰一郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役　　　　　今村　俊郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区辰巳三丁目８番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長　岩田彰一郎および最高財務責任者　取締役　今村俊郎は、当社の第48期第１四半期（自平成22年５月21日　至平成22年８月20日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

２【特記事項】

特記すべき事項はありません。